

理由書

区域区分の変更に伴い、西鶴間八丁目地区について、土地利用の動向を勘案して適正な都市環境を保持するため、用途地域を変更するものです。

本地区においては、幹線道路の沿道としての住環境の保護を図るため、第一種住居地域を定めるものです。